平成２６年（フ）第４０４号
札幌市白石区東札幌６条６丁目３番１―601号
破産者　中田　幸江
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
北海道苫小牧市永福町２丁目７番７号　ハイツ智佳102
破産者　成田　　茂
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１１号
北海道苫小牧市美原町１丁目13番９号
破産者　石田　泰浩
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６３６号
仙台市青葉区北目町２番19―403号
破産者　大井　慶介
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８１４号
仙台市青葉区吉成１丁目２番13号
破産者　谷口和香子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目10番地の７
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目19番26号　秦アパート102号
破産者　川元　純夫
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
群馬県桐生市川内町２丁目183番地の13
破産者　武田　　侔
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１４号
群馬県桐生市宮前町２丁目８番７号
破産者　坂本能理雄
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３５号
埼玉県草加市中根３丁目22番16号
破産者　藏持　光子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
埼玉県春日部市米島861番地19、旧住所茨城県下妻市小野子町１丁目23番地１　下妻駅東第４ツクバハイツ102
破産者　鈴木内装こと　鈴木　俊秋
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
埼玉県春日部市中央２丁目17番地14　昭和第５ビル206号、開始決定時の住所埼玉県春日部市中央２丁目17番地14　マルタカマンション206号
破産者　葛西　敏夫
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
埼玉県越谷市大字中島629番地３
破産者　石川　　宏
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目６番３号　ピロティＭ２Ｆ、開始決定時の住所神奈川県横須賀市大矢部４丁目16番12―304号
破産者　田賀糸浩司
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１８号
神奈川県横須賀市桜が丘１丁目11番７号
破産者　川上　正士
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０号
札幌市西区八軒五条西４―１―20　106号室、開始決定時の住所神奈川県横須賀市秋谷4300番地１　グランシティユーロリゾート葉山南405
破産者　西垣　和哉
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２号
山口県下関市大字綾羅木228番地１、前住所山口県下関市勝谷新町４丁目14番18号
破産者　藤田　裕三
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５６４号
福岡市博多区三筑２丁目７番35―306号
破産者　中村　栄治
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部